

IP通信網サービス契約約款 別冊ドットフォンサービス 【現改比較表】 2026年2月28日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

(令和7年10月1日現在)

目次

第1章～第8章 (略)

第9章 雑則

第44条の2 削除

第45条 [電話番号案内](#)

第46条 [電話帳](#)

第47条 (略)

第48条 (略)

別記

1 [電話帳の普通掲載](#)

2 [電話帳の掲載省略](#)

3 [電話帳の重複掲載](#)

4 削除

料金表 (略)

(令和8年4月1日現在)

目次

第1章～第8章 (略)

第9章 雑則

第44条の2 削除

第45条 [削除](#)

第46条 [削除](#)

第47条 (略)

第48条 (略)

別記

1 [削除](#)

2 [削除](#)

3 [削除](#)

4 削除

料金表 (略)

第1条～第44条の2 (略)

(電話番号案内)

第45条 当社は、第2種ドットフォン契約者から請求があったときは、第2種ドットフォン契約にかかるIP電話番号を特定協定事業者(当社が別に定めるものに限ります。以下9章において同じとします。)の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるものは、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社とします。

(電話帳)

第46条 当社は、第2種ドットフォン契約者から請求があったときは、別記1から3に規定するところにより第2種ドットフォン契約にかかるIP電話番号を電話帳(特定協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。)に掲載します。

(注) 第45条(電話番号案内)に規定する電話番号案内を行わない場合については、電話帳の掲載は行いません。

(番号情報の提供)

第47条 当社は、当社の番号情報(電話番号案内又は電話帳掲載に必要な情報(第45条(電話番号案内)及び第46条(電話帳)に規定する電話番号案内及び電話帳掲載を省略することとなった第2種ドットフォン契約者に係る番号情報を除きます。))をいいます。以下本条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するためにNTT西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下本条において同じとします。)に登録します。

2 (略)

第48条 (略)

別記

1 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、第2種ドットフォン契約者から請求があったときは、第2種ドットフォン契約に係るIP電話番号を電話帳(特定協定事業者(当社が別に定める

第1条～第44条の2 (略)

第45条 削除

第46条 削除

(番号情報の提供)

第47条 当社は、第2種ドットフォン契約者から請求があったときは、当社の番号情報(電話番号案内又は電話帳掲載に必要な情報をいいます。以下本条において同じとします。)について番号情報データベース(番号情報を収容するためにNTT西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下本条において同じとします。)に登録します。この場合において、登録する番号情報はNTT西日本株式会社が定める形式に従うものとし、第2種ドットフォン契約者から請求があったとしても登録できないことがあります。

2 (略)

第48条 (略)

別記

1 削除

ものに限ります。以下、別記3まで同じとします。)が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。)に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア ドットフォン契約者又はそのドットフォン契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1

イ ドットフォン契約者又はそのドットフォン契約者が指定する者の職業(特定協定事業者が定める職業区分によるものとします。)のうち1

ウ ドットフォン契約者又はそのドットフォン契約者が指定する者の住所又は居所のうち1

(2) (1)に規定する事項は、特定協定事業者が定める形式に従って掲載します。

(3) (1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、当社が別に定める数とします。

(4) 当社は、その普通掲載が特定協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

(注1) (1)に規定する当社が別に定めるものは、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社とします。

(注2) (3)に規定する当社が別に定める数は、1のIP電話番号につき1とします。

2 電話帳の掲載省略

当社は、第2種ドットフォン契約者から請求があったときは電話帳への掲載を省略します。

3 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、第2種ドットフォン契約者から、普通掲載のほか、別記1(電話帳の普通掲載)に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア 氏名、名称若しくは称号(普通掲載として掲載したものを除きます。)又は商品名による掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

2 削除

3 削除

| | |
|--|---|
| <p><u>(2) (1)に規定する事項は、特定協定事業者が定める形式に従って掲載します。</u></p> <p><u>(3) 当社は、その重複掲載が特定協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。</u></p> <p><u>(4) 第2種ドットフォン契約者は、第2種ドットフォン契約にかかるIP電話番号の電話帳の重複掲載に係る請求をしその承諾を受けたときは、料金表第3表(重複掲載に関する料金)に規定する料金の支払いを要します。</u></p> <p>4 削除</p> | <p>4 削除</p> |
| | <p>▲IP通信網サービス契約約款 共通編</p> <p><u>附 則 (令和8年2月24日 CAS1サ第000400010180-01号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p> |